

新型コロナウイルス感染症対策等の啓発に関するラジオ広報番組制作放送業務 提案説明書

1 業務の名称

新型コロナウイルス感染症対策等の啓発に関するラジオ広報番組制作放送業務

2 本書の目的

本書は、札幌市が実施する上記業務の契約候補者を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務の概要

市民の接触度が高い媒体であるラジオを活用して、多くの市民に対し、新型コロナウイルス感染症の現状や感染対策に関する情報を発信する。

4 全体的な留意事項

- (1) 企画提案書は、本業務に関する公募型企画競争において、契約候補者決定のための評価対象となる。そのため、企画内容を評価しやすいよう具体的にわかりやすく記述すること。
- (2) 本市の仕様書に示す要求事項の記載が漏れていた場合、該当する評価項目を採点しないので、留意すること。
- (3) 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当すると認められる者でなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 平成 30 年～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き開始の申立てがなされている者など、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

6 業務の内容

業務の内容については、別紙仕様書のとおり。なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、打ち合わせの中で変更する可能性がある。

7 提出書類

- (1) 参加意向申出書(様式 1)
- (2) 企画提案書
作成にあたっては、別紙仕様書を熟読のうえ、下記 8 及び 9 に従うこと。
- (3) 第 1 回目の放送を想定した制作スケジュール
- (4) スタッフの体制と役割が分かる体制図
- (5) 参考見積書（自由様式。ただし、積算の詳細がわかるよう、内訳を記載すること。）

8 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書には表紙をつけ、表題として「新型コロナウイルス感染症対策等の啓発に関するラジオ広報番組制作放送業務」と記載すること。また、企画提案書はすべて A 4 サイズとすること。
- (2) 1 部は製本（制作スケジュール、体制図、参考見積書含む）し、社名及び代表者名を表紙に記載したうえ、本市の競争入札資格者名簿の登録申請に使用した印鑑を押印すること。また、提案者の担当部門及び責任者を明示すること（これを「正本」という）。
- (3) 正本の表面には「氏名（法人の場合はその名称または商号）業務企画提案書」と記載すること。
- (4) 印を押さない企画提案書、制作スケジュール、体制図及び参考見積書を 9 部作成すること（これを「副本」という）。副本は表紙に社名を記載しないこと。副本は製本せず、一式をゼムクリップ等で留め、ホチキスは使用しないこと（ページ番号を記載するなど落丁対策を講じること）。
- (5) 正本を除き、会社名（再委託予定先含む）及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」もしくは「◎◎社」、氏名については、「◎◎」といった表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。

9 申込方法・スケジュール

(1) 募集要項

下記ウェブサイトに掲載している。

<https://www.city.sapporo.jp/somu/tvradio/r3radioproposal.html>

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和3年9月2日（木）16時まで【必着】

下記9(4)に記載の電子メールにより受け付ける。質問書（様式2）に記載し、電子メールの件名は、「新型コロナウイルス感染症対策等の啓発に関するラジオ広報番組制作放送業務に関する質問」とすること。なお、電話での質問は受け付けない。

イ 回答

原則として、令和3年9月3日（金）17時までにホームページで公開する（質問を行った法人名等は公表しない）。なお、受付期限までに到着しなかった質問については、回答しない。

(3) 申込及び企画提案書等の提出

ア 申込受付期間

令和3年9月6日（月）から令和3年9月8日（水）まで

イ 申込受付時間

それぞれ10時00分から16時00分まで

ウ 提出書類

上記7のとおり

持参または郵送とする（必着）。電子メール、ファクスは不可。

(4) 連絡先・問合せ先・書類の提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市総務局広報部広報課 担当：谷口・横尾

電話 011-211-2036

メールアドレス：senryaku-citypro@city.sapporo.jp

(5) その他

ア 書類等の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 誤字等を除き、応募書類等提出後の内容変更および追加は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が判断した場合には、内容変更及び追加を認めることがある。

ウ 書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

エ 提出された書類は返却しない。

オ 書類の著作権は申込者に帰属するが、札幌市が本件の選定の公表等に必要な場合には、札幌市は書類の著作権を無償で使用できることとする。

カ 書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。

キ 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）の提出が必要である。

10 審査

(1) 企画競争実施委員会

業務委託契約の優先交渉団体選定のため、札幌市広報部「新型コロナウイルス感染症対策等の啓発に関するラジオ広報番組制作放送業務」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

ア 本市が設置する実施委員会が、企画競争参加者の提出した企画書について書類審査を実施し、採点を行う。予定価格の制限の範囲内で、最低基準点（委員の総合計点の6割）を超え、合計得点の最も高かった者を契約の優先交渉団体とする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、プレゼンテーションによる2次審査は実施しない。

イ 審査結果

契約候補者の決定後、速やかに申込団体全員に文書で通知する。

エ その他

参加者が1社となった場合でも、最低基準点（委員の総合計点の6割）を超えた場合に限り優先交渉団体とする。なお、実施委員会による合計得点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 評価基準

審査基準は以下のとおりとし、総合的に判断する。

なお、各項目内に記載している点数は審査委員1人あたりの持ち点（100点）である。

項目	着眼点
番組内容 (55点)	<input type="checkbox"/> 提案された番組の構成や演出などは、新型コロナウイルス感染症対策に関する情報を幅広い市民に伝えるにあたり、適切なものとなっているか。【25点】 <input type="checkbox"/> 市民にとって分かりやすく、また興味・関心を持って見られるよう、番組制作における工夫がされているか。【15点】 <input type="checkbox"/> パーソナリティ自らが取材し、シナリオを委託者と作成するための体制及びスケジュールが提案されているか。【10点】 <input type="checkbox"/> 生放送の経験が豊富である、また行政情報の発信に関わった経験を持つなど、経験や実績豊富なパーソナリティが選定されているか。【5点】
放送枠	<input type="checkbox"/> 高い聴取率が期待される放送枠が提案されているか。【10点】

(30点)	<input type="checkbox"/> 幅広い世代など、さまざまな市民の視聴機会が見込まれる放送枠が提案されているか。【10点】 <input type="checkbox"/> 必要な情報を伝えることのできる放送時間（尺）が確保されているか。【10点】
実施体制 (5点)	<input type="checkbox"/> 制作スケジュールやスタッフの体制、役割分担等は、明確で円滑に業務を遂行できるものであるか。【5点】
独自提案 (10点)	<input type="checkbox"/> 仕様定められていることを超えて、市民に市政情報を届ける企画があるか【5点】 <input type="checkbox"/> 番組宣伝など視聴率向上につながる企画があるか。【5点】

12 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

13 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

14 契約条件

(1) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

(2) 事業費（消費税及び地方消費税を含む）

528,000円

※ 上記金額は上限を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

(3) 契約

契約は、選定された優先交渉団体と本市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、選定された優先交渉団体との協議が不調に終わった場合には、実施委員会において次点とされた団体と協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結する。